平成22年12月20日	2001年11月15日
平成22年12月20日	2001年12月18日
平成22年12月20日	2002年3月26日
平成22年12月20日	2002年6月19日
平成22年12月20日	2002年9月13日
平成22年12月20日	2003年1月6日
平成22年12月20日	2006年11月6日
平成22年12月20日	2007年3月16日

TG1157093
TG1144814
TG1668488
TG2290490
TG2713475
TG3104518
TH1881682
TH2902587

○国税庁告示第一号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月十四日

国税庁長官　川北　力

一　別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人北朝鮮難民救援基金	東京都文京区西片二丁目二番八号西片ハイテルA―一〇一	加藤　博	平成二十三年一月十六日から平成二十八年一月十五日まで
特定非営利活動法人ラブアンドハーモニー基金	東京都港区西麻布一丁目三番十八号	平尾　昌晃	平成二十三年一月十六日から平成二十八年一月十五日まで

二　別表特定非営利活動法人カンボジアの健康及び教育と地域を支援する会の項中「平成二十三年七月三十一日」を「平成二十八年一月十五日」に改める。

○国税庁告示第二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十五項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月十四日

国税庁長官　川北　力

別表特定非営利活動法人国際連合世界食糧計画ＷＦＰ協会の項中「丹羽宇一郎」を「安藤　宏基」に改める。

○経済産業省告示第三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項第二号ロの指定をしたので、同法第百五十九条第一項第二号の規定に基づき告示する。

平成二十三年一月十四日

経済産業大臣　大畠　章宏

計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした届出製造事業者

指定番号	指定年月日	事業の区分の略称	届出製造事業者の名称	指定する工場又は事業場の名称及び所在地
一一三〇〇一	平成二十二年十二月二十四日	水道メーター第二類	株式会社ニッコク	株式会社ニッコク　関西工場　和歌山県岩出市岡田九百九十八番地の一

○国土交通省環境省告示第一号

広域臨海環境整備センター法施行令（昭和五十六年政令第三百三十号）第五条の規定に基づき、広域臨海環境整備センター法施行令第五条に規定する主務大臣が指定する財産及び主務大臣が定める日を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十三年一月十四日

国土交通大臣　馬淵　澄夫
環境大臣　松本　龍

（主務大臣が指定する財産）

第一条　広域臨海環境整備センター法施行令（以下「令」という。）第五条に規定する主務大臣が指定する財産は、次の各号に掲げる施設の用に供される土地（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は第七条第十四号イ若しくはハに規定する産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地を除く。）とする。

一　広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）第十九条の業務に係る港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定により公示された港湾計画において定められた同法第二条第五項第二号から第四号まで及び第六号から第九号の三までに掲げる施設（公共の用に供するものに限る。）

二　広域臨海環境整備センター法第十九条の業務に係る公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許に係る同条第三項の規定により添付された図書（当該免許に係る埋立てに関し同法第十三条ノ二第一項の規定による許可がされた場合にあっては、当該許可に係る公有水面埋立法施行規則（昭和四十九年運輸省・建設省令第一号）第七条第二項に規定する図書）に記載された道路、公園、緑地及び広場並びに排水施設（公共の用に供するものに限る。）

（主務大臣が定める日）

第二条　前条に規定する財産に係る令第五条に規定する主務大臣が定める日は、次に掲げる日のいずれか遅い日とする。

一　前条各号に掲げる施設の用に供される土地が造成された埋立区域（公有水面埋立法第二条第二項第二号の埋立区域をいう。）について竣功認可の告示（同法第二十二条第二項の規定による告示をいう。）があった日から起算して十年を経過した日

二　前条各号に掲げる施設について、その用途を廃止し、又は公共の用に供する施設以外の施設に変更した日

2　令第一条の施設に係る令第五条に規定する主務大臣が定める日は、当該施設の用途を廃止した日とする。

○環境省告示第一号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十四条の二第二項第二十四号及び第六十五条の四第一項第二十四号の規定に基づき、次に掲げる自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）に基づく都道府県立自然公園の特別地域を、同法に基づく国立公園又は国定公園の特別地域と同等の規制を受けるものとして認定したので、告示する。

平成二十三年一月十四日

環境大臣　松本　龍

富山県及び京都府の各府県立自然公園の特別地域

○環境省告示第二号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十四条の二第二項第二十四号及び第六十五条の四第一項第二十四号の規定に基づき、次に掲げる自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）に基づく府県自然環境保全地域の特別地区を、同法に基づく自然環境保全地域の特別地区と同等の規制を受けるものとして認定したので、告示する。

平成二十三年一月十四日

環境大臣　松本　龍

富山県及び京都府の各府県自然環境保全地域の特別地区

○環境省告示第三号

自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）第三条の規定に基づき、吉野熊野国立公園西大台利用調整地区に係る立入りの認定及び立入認定証の再交付の手数料の額を定める件（平成十九年五月環境省告示第四十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。ただし、この告示の適用前にこれらの申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

平成二十三年一月十四日

環境大臣　松本　龍

第四号を次のように改める。

四　令第三条第三号ロの規定に基づき、環境大臣が定める額　千円（当該認定を受けようとする者の監督の下に立ち入る者が十二歳未満であるときは、五百円）